

最低賃金の適用

（確認の方法と注意点）

問 最低賃金額は時間額で示されていますが、当社は月給で賃金を支払つ

ととなります。

具体的には最低賃金法施行規則第2条第3号を

適用して計算します。ま

ず、会社の所定労働時間

を把握します。毎月所定

労働時間が同じであれば

その時間を、月によつて

異なる場合は1年間にお

ける1月平均所定労働時

間を、就業規則等で確認

します。これにより得ら

れた所定労働時間で、月

給を除します。こうして

得られた金額を愛知県最

低賃金額と比較すること

になります。

例えば、年間休日11

0日、1日の所定労働時

間が8時間、月給15万円

のケースを考えます。1

月平均所定労働時間を算

出するために、年間労働

時間を計算し、12月で除することとします。

このケースでは、

（暦日365日—休

問 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られています。

答 具体的には、結婚手当などの臨時に支払われる賃金、ボーナスなどの1か月を超える期間ごとに

最低賃金額を確認するときは、総支給額、いわゆる額面で計算すればいいのですか。

問 日110日) × 1日8時間 ÷ 12月 = 計算し、170時間と求められます。

月給が15万円ですから、15万円 ÷ 170時間 = 882・35円となり、このケースでは愛知県最低賃金額と比較して下回っていることとなります。

支払われる賃金、時間外・休日労働に対する賃金と深夜労働に対する割増賃金、精皆勤・通勤・家族手当は除いて計算する必要があります。

問 当社では月給制で、賃金計算の締切日が毎月15日です。

9月16日から10月15日までの賃金はどのように確認すればいいですか。

答 9月16日から9月30日まで、10月1日から10月30日15日までの2つに分けて確認することになります。

それぞれの所定労働時間算出して前者は時間

額898円、後者は時間額926円を乗して得た金額の合計を月給と比較することになります。

問 本社が愛知県以外にあり、営業所が愛知県内にあります。本社で適用される最低賃金額が営業所でも適用されるのですか。

答 違います。

愛知県最低賃金は、愛知県下の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

この場合は、本社はその県内で適用されている最低賃金額を、営業所は愛知県最低賃金額を適用することになります。

答 違います。

この場合、本社はそ

労働○×クイズ (60)



答えと解説は22ページをご覧ください。

ています。最低賃金額の適用はあるのですか。

答 あります。

ご質問の場合は、月給を1時間当たりの金額に換算して愛知県最低賃金額と比較して確認するこ

質問に答えます

ています。最低賃金額の適用はあるのですか。

答 あります。

ご質問の場合は、月給を1時間当たりの金額に換算して愛知県最低賃金額と比較して確認するこ

ととなります。

具体的には最低賃金法施行規則第2条第3号を適用して計算します。まず、会社の所定労働時間把握します。毎月所定労働時間が同じであればその時間を、月によつて異なる場合は1年間における1月平均所定労働時間を、就業規則等で確認します。これにより得られた所定労働時間で、月給を除します。こうして得られた金額を愛知県最低賃金額と比較することになります。

例えば、年間休日110日、1日の所定労働時間が8時間、月給15万円のケースを考えます。1月平均所定労働時間を算出するために、年間労働時間を計算し、12月で除することとします。

このケースでは、（暦日365日—休

問 株式会社の取締役であつて、同時に会社の部長としての身分を有する者は、報酬支払等の面からみて労働者的性格の強い者であつて、雇用関係があると認められる場合、他の要件を満たす限り被保険者となる。

答 えと解説は22ページをご覧ください。

支払われる賃金、時間外・休日労働に対する賃金と深夜労働に対する割増賃金、精皆勤・通勤・家族手当は除いて計算する必要があります。

問 当社では月給制で、賃金計算の締切日が毎月15日です。

9月16日から10月15日までの賃金はどのように確認すればいいですか。

答 9月16日から9月30日まで、10月1日から10月30日15日までの2つに分けて確認することになります。

それぞれの所定労働時間算出して前者は時間

額898円、後者は時間額926円を乗して得た金額の合計を月給と比較することになります。

問 本社が愛知県以外にあり、営業所が愛知県内にあります。本社で適用される最低賃金額が営業所でも適用されるのですか。

答 違います。

この場合、本社はそ

の県内で適用されている最低賃金額を、営業所は愛知県最低賃金額を適用することになります。

この場合は、本社はその県内で適用されている最低賃金額を、営業所は愛知県最低賃金額を適用することになります。